

議会だより

第4回定例議会

会期十二月十六日～二十四日

平成十六年第四回西栗倉村議会定例会が、十二月十六日より開催されました。

今議会では、総務常任委員会報告、各組合議会報告、監査委員より出納検査及び事務事業監査の報告の後、専決処分事項一件、条例制定二件、条例改正三件、一部事務組合の解散及び財産処分四件、一部事務組合の規約改正二件、協議会の廃止三件、平成十六年度各会計の補正予算十一件、計二十六件の議案が審議され、可決二十五件、否決一件が承認され閉会しました。

審議の内容は次のとおりです。

■村長所信（抜粋）

平成十六年十二月定例議会開催に当たりまして、ご挨拶申し上げます。今年には想像もしない規模の台風の上陸が何回もございました。政治の面では小泉総理が就任されて以来「聖域なき構造改革」を基に道路公団の民営化に始まり地方分権、市町村合併、地方財政計画、三位一体改革等非常に大きな変革の渦中にあります。地域社会に生活する我々にとりまして、改革の方向が効率と規模と勝ち組だけが優先されそうな状況に、

危惧の念を抱かずにはいられません。しかも少子高齢化に伴う年金、医療、保健福祉、介護等の社会保障の抜本的な解決策が提案されず、国と地方の財政問題が語られていることに疑問を感じております。二年間に渡りました合併議論、住民の総意も含めて総合的な判断で、今回は合併しないを選択させて頂きました。

当然広域行政の視点を否定するものではございません。「戦後の五十年と、これから二十一世紀の五十年が、同じシステム、同じサービスとは考えられないことも事実です。しかしながら合併協議会での議論、三位一体改革等国の投げかけを冷静に考えれば考えるほど、西栗倉のような中山間の自治体の明るい将来、存続が展望しづらい事も事実でございます。自治体に限らず農協、森林組合、郵便局、商工会そして高校の再編成にみられるように学校の存続すら怪しくなり、地域で公的な仕組みをなくすことは同時に大半の雇用の機会がなくなる事にも繋がります。

地域全体のコスト低減には限りなく挑戦し続けて、お金のかからない満足度の高い社会の構築に向けて、議会の皆様、村民の皆様共々知恵を

共有することが、昨今の非常に大きな課題かと自覚をしております。

野鳥苑につきまして、指定管理者の継続的な展開がかなわなかった事に付きまして、心より深くお詫び申し上げます。今後につきましては、慎重に議論を重ねて参りたいと思います。

台風二十三号による風倒木被害につきましては、西栗倉村でも約九〇haの被害が生じました。激甚災害指定は受けたものの昨今の山林状況と災害箇所との指定の条件が難しいことから復旧には困難が予測されますが、当村の木々の村としての環境保全、治山等を考えながら、しっかりと対応をさせて頂きたいと思っております。

続きまして公社の問題ですが、昨年度成績の良かったあわくらんど、黄金泉の落ち込みが厳しい状況です。しかも来客は横ばいで、一人当たり客単価の減少が目につきます。人件費のカットも限界で、正直言って内部で挑戦出来る合理化について、職員自身も自信喪失の状況にあります。

十六年度に取り組んだ総務省の地域再生マネージャー事業で、役場・公社職員の意識改革の芽生えを感じておりますけれども、中長期の西栗倉の在り方、短期の欠損金の処理等、職員の意識の高揚をどう維持するかと言う大きな課題がございます。

中島建設倉庫買取に伴う案件につきまして、競売にて落札しました土地と付属する倉庫については、問題なく処理が出来ました処でございますけれども、倉庫内にある物件と、建設機械等の取り除きについて、法律上の処理について顧問弁護士と相談しています。

姫島線につきましては、道路公団の民営化に伴う国土交通省の新直轄方式に代わり、平成十九年から二十年にかけて、あわくらんどから鳥取の河原町に向け開通予定で、開通によりまして、西栗倉に定住促進、雇用対策等々最重要課題として参りたいと思います。

美作市の誕生に伴う一部事務組合、関係各協議会の解散、廃止及び加入議案を提案させて頂きます。農業共済事務組合と勝英衛生施設組合につきましては、市町村の減少と組合規約の変更及び加入の議案を、また英田圏域消防組合と英北衛生施設組合につきましては、生活等々の観点から、どうしても新市が持つて行くと言いう結論に達しました。解散と財産処分を行い、新市誕生後には健全で継続性のある、委託契約にてお願いする話し合いを進めているところです。

やすらぎ荘、作東寮につきましては、合併後の形態や職員の処遇について、新市の方で検討されていると

言う事で、概ね健全な方向で話し合
いが着く段階です。

心配しております学校関連の組織
に付きましては、元の英田郡の視点
と、一昨年から英田郡の教育委員会
一本化の議論をして参っております
が、今後の教育委員会のあり方、
合併もしくは委託の方法論も含めて、
短期では返答出来ませんけれども、
議論をしている処でございます。

補正に付きましては、一般会計で
は、災害復旧対策の補正と繰越金の
繰り上げ償還です。村民体育館の屋
根の災害復旧では、災害対策債に含
めてさせて頂きたいと思っております。特
別会計の主なものに付きましては、
老人会計の追加で、医療費の増加に
伴うものでございます。

以上追加議案を含めまして二十六
議案の提案をさせて頂きます。十二
分にご審議の上適切なご決定を頂き
ますようお願い申し上げます。提案
とさせて頂きます。



可決した議案

《専決処分事項》

◆寒冷地手当支給条例の一部改正

《条例の改正、一部改正及び廃止》

《可決承認案件》

◆西栗倉村行政手続等における情報
通信の利用に関する条例の制定

◆西栗倉村総合振興計画審議会条例
の制定

◆英田圏域消防組合の解散
◆英田圏域消防組合の解散に伴う財
産処分

◆英北衛生施設組合の解散

◆英北衛生施設組合の解散に伴う財
産処分

◆勝英農業共済事務組合を組織する
市町村の数の減少及び同組合議会
の変更並びに同組合への加入

◆西栗倉村行政手続条例の一部改正
◆西栗倉村公の施設の指定管理者の
指定の手続等に関する条例の一部
改正

◆勝英衛生施設組合を組織する市町
村の減少及び同組合規約の変更並
びに同組合への加入

◆特別職の職員で常勤のものの給与
及び旅費に関する条例の一部改正

◆特別職の職員で常勤のものの給与
及び旅費に関する条例の一部改正

◆特別職の職員で常勤のものの給与
及び旅費に関する条例の一部改正

◆特別職の職員で常勤のものの給与
及び旅費に関する条例の一部改正

◆特別職の職員で常勤のものの給与
及び旅費に関する条例の一部改正

◆特別職の職員で常勤のものの給与
及び旅費に関する条例の一部改正

一、八三八、二六九千円

〔災害復旧対策費追加、起債繰上償
還金追加〕

〔国民健康保険事業勘定特別会計
（第二号）〕

◆補正額 一〇、一三〇千円
◆予算総額 一九二、六三五千円

〔保険給付費一般退職被保険者保険
税追加〕

◆国民健康保険施設勘定特別会計
（第三号）

◆補正額 〇千円
◆予算総額 一〇二、一七一千円

〔一般管理費減額分を予備費に追加〕

◆老人保険事業特別会計（第一号）

◆補正額 六、八二二千円
◆予算総額 二五九、九一五千円

〔医療費給付、支給費追加〕

◆介護保険事業勘定特別会計
（第三号）

◆補正額 〇千円
◆予算総額 一五〇、五三八千円

〔居宅介護サービス給付費を予備費
より充当〕

◆介護サービス事業勘定特別会計
（第一号）

◆補正額 △一、六七八千円
◆予算総額 二九、九二七千円

〔繰越金の減額による予備費の減額〕

◆休憩施設事業特別会計（第三号）

◆小水力発電施設事業特別会計
（第二号）

◆補正額 〇千円
◆予算総額 一三、三〇〇千円

〔補修工事費追加による繰出金減額〕

◆宿泊施設事業特別会計（第四号）

◆補正額 〇千円
◆予算総額 一八四、六二八千円

〔需用費等節内流用〕

◆あわくらんど事業特別会計
（第一号）

◆補正額 二、〇七〇千円
◆予算総額 三〇九、一九九千円

〔施設整備費の追加〕

◆農業集落排水事業会計（第二号）

◆補正額 三、五五五千円
◆予算総額 二五二、二八九千円

〔工事請負費の追加〕

◆報告

◆総務常任委員会報告
（教育関連施設、子ども館）
視察の報告

◆各組合議会報告

◆例月出納検査報告
十一月十二日実施分、
十二月十三日実施分

◆事務事業監査報告
森の村振興公社公営4施設、
保健福祉課、社会福祉協議会、
国保診療所

（十月二十日・十一月九日 実施）

《陳情・意見書》採択分のみ

◇普天間基地における軍用機飛行の停止等抜本的な安全対策を講じるよう求める陳情

◇三位一体改革と農林水産関係等国庫負担金改革に関する要請

◇郵政民営化に反対し、郵政事業における国民サービス向上とユニバーサルサービスの確保に関する意見書提出を求める陳情

◇利用者負担の大幅増など介護保険の改悪に反対し、改善を求める意見書提出を求める陳情

◇保育所運営費の一般財源化反対、保育制度の堅持・拡充に関する意見書提出を求める陳情

◇「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する陳情

◇WTO・FTA交渉に関する陳情

◇英霊顕彰の継続、慰霊祭正式参拝、遺族会諸事業に関する補助の継続の要望

《裁判所より》

知的財産権訴訟の新しい取り組みについて

裁判所では、知的財産権訴訟の審理の充実、迅速化を図るために様々な取組を行ってまいりますが、より一層の審理の充実化、専門性の強化を目指し、平成十七年四月から新しい制度がスタートすることになりました。

○知的財産高等裁判所の設置
東京高等裁判所の特別支部として、知的財産高等裁判所が新設されます。知的財産高等裁判所は東京高等裁判所の管轄に属する民事事件・行政事件のうち、その性質・内容

が知的財産権に関わる全てのものを取り扱います。

○秘密保持命令、当事者尋問等の公開停止等の制度の導入
営業秘密の保護の強化、侵害行為の立証の容易化

「秘密保持命令」
主張書面や証拠の内容に含まれる営業秘密について、訴訟進行以外の目的で使用するなどが禁止されます。

「当事者尋問等の公開停止」
営業秘密保護の観点から、一定の事由がある場合、当事者本

人や証人の尋問を行う審理の公開が制限されます。

裁判所としても、これらの制度を十分に活用し、これまで以上に専門的な処理態勢を整備し、より一層、適正迅速な裁判を目指していきたいと考えています。

詳しくは裁判所ホームページ
<http://www.courts.go.jp/>
の「裁判所の案内／広報テーマ／平成十七年二月」をご覧ください。



新入社員教育講座

『1日でも早く貴社の新戦力となっていただくために』

厳しい就職戦線を勝ち抜き入社する新入社員のみならず、一日でも早く貴社の新戦力となっていただくため、この講座では社会人としての基本的な心構えやマナーを学び、自信をもって積極的に働けるよう研修いたします。

■日程

前期日程

平成17年4月6日(水) 9:00～16:45

後期日程

平成17年4月7日(木) 9:00～16:45

■会場 津山圏域雇用労働センター
津山市山下92-1

■受講料 1名4,000円(昼食代含む)
(圏域外事業所は1名5,000円)

■講座カリキュラム

- | | |
|----------------|----------|
| 1 社会人としてのスタート | 5 接客と訪問 |
| 2 身だしなみ・挨拶 | 6 ビジネス文書 |
| 3 話し方と電話の対応 | |
| 4 職場での人間関係とマナー | |

■申込期限

平成17年3月11日(金)

●主催 津山商工会議所、津山広域事務組合 ●お申込・お問合せ 津山広域事務組合 TEL0868-24-3633

新規就職者激励大会

人生の大切な節目にエールを

学生気分を払拭し、社会人としての幕開けを告げる入社式は、企業にとっても新入社員にとっても大切な節目であります。当激励会は津山圏域の商工団体・行政が協力し、この地域に新たに就職する方々を祝福するとともに、1日も早く企業の新戦力になっていただけるようエールを送ります。

■日程

平成17年4月5日(火) 14:00～15:30

■会場

津山鶴山ホテル 津山市東新町114-1

■参加料

無料

■式次

式典

記念講演

演題

「人のこころのつかみ方 吉本流体験的仕事の極意」

講師 (株)志縁塾代表取締役 大谷由里子氏

■申込期限

平成17年3月4日(金)